

第一次ブレア政権下の職業教育・訓練政策

「包摂」社会政策とは

今井貴子

1 問題の所在

本論考は、第一次ブレア労働党政権下で遂行される職業教育・訓練政策の分析を通じて、同政策を要とした福祉政策全般をめぐる「ニュー・レイバー」の志向性を探究する。分析対象となる職業教育・訓練政策は、同政権下で実施された福祉政策パッケージである「福祉から仕事へ welfare to work」(注1) 政策の中核に位置している。この政策は、失業者に対する現金給付ではなく、彼らを就業させることに福祉の第一義的意義をおく政策である。同政権は、雇用創出の必要性を認識する一方で、義務教育、失業者再教育、生涯教育にわたる教育全般を通じて、人々の雇用可能性(employability)を確保・向上させることを政策課題の中心としている。一方、最優先政策課題として設定された教育政策は、経済政策を主たる結節点に、この福祉政策と密接に関連づけられ遂行されている。なかでも職業教育・訓練政策はこうした政策領域横断的な性格を最も集約的に反映しており、同政権の福祉政策の包括的な特質を考察する上で最も適した検討対象といえよう。

行論の基底にある問題意識は、同政権が自ら抱えるジレンマをいかに解消しようとしているか、である。ここでいうジレンマとは、ネオ・リベラリズムと社会民主主義(以下、社民主義とする)という二つの要素を両立させようとするニュー・レイバーが、これら二つの要素の間に存在する「不整合(disjuncture)」(Krieger 1999)を調和させようとする際に生ずるそれであり、より具体的には、80年代を通じて拡大した中産階級に対する福祉と、「底辺層に対する福祉」というベクトルの異なる福祉の両立を目指すことから生じるのである。このジレンマは、次節で示すような政権を取り巻く複合的な制約要因を反映したものであった。そして、その解消にむけて

採用されたのが、コミュニティという場を通じて「社会的排除」を取り込むことを謳った「包摂社会」政策である（高橋 1999: 143）（注2）。したがって、この「社会的排除」をめぐる政策にこそ、先の問いに対する解を見出しうるものと考えられる。なお本論考では、内閣庁内に設置された社会的排除ユニットの定義を用い、「失業、職能の欠如、低所得、劣悪な住環境、犯罪、不健康、或いは家族崩壊といった要素の結合によって人々或いは地域が陥る状況」（注3）として「社会的排除」を把握する。換言すれば、「社会的に排除された者」とは、労働市場の外部に位置する者、或いは長期的にみてそのリスクを抱える者たちを意味し、低賃金労働に起因する貧困とはひとまず区別されている。

本論考の問いにかかわる先行研究を概観すると、ブレア政権下で遂行される政策内容から観察されるネオ・リベラリズム、或いは社民主義というベクトルの異なる二つの性格をいかに捉えるかで見解が分かれていることが見出される。端的にいえば、従来の研究はこれら二つの性格のいずれかを強調するものと、二つの並存を強調するものとに大別することが出来る。前者においては、ブレア政権は、一方では「サッチャリズムの真の継承者」（Ainley 2001）と評価され、他方では「オールド・レイバー」という「強い枠組み」の中にあるとされる（Hodgson and Spours 1999）。後者の議論としては、「現実主義」（Panitch and Leys 2001）、「折衷主義」（Gamble 2002=2003）とするものがある。例えばギャンブルは、ブレア政権が、経済のグローバル化、有権者動向に対する応答性を示しながらも、よりアクティブな国家の役割を強く擁護している点を指摘し、この信念によって、マクロ経済政策へのコミットメントと完全雇用を目指した積極政策、資源の再分配、及び社会的排除への取組みのリンクが可能となる、と論じている（Gamble 2002: 17）。

このような相互に対立する評価は、なによりも、「社会的排除」をめぐる政策に関する理解によって方向づけられる。エスピン-アンデルセンによる福祉国家レジームの類型論（Esping-Andersen 1990）を手がかりに読み解くと、同政策が失業者や福祉依存者の労働市場への動員を第一義的目的とするワーク・ファースト型政策であると判断する場合は、評価は「脱商品化」の程度が低い「自由主義レジーム」により近くなる。対照的に、同政策の目的が「社会的排除」を対象にした広義の再分配にあると判断する場合は、市場の強制力から労働力を保護し、より高度な平等の実現を目指す「社民主義レジーム」との親和性が見出される（注4）。つまり、「社会的排除」に対する政策をどのように解釈するかが、ブレア政権のネオ・リベラル的要素の濃淡を判断する重要な指標となっているのである。

以下で明らかにするように、職業教育・訓練政策は「社会的排除」に対する政策方針に沿って展開されており、いわゆる「第三の道」を旗印として発足したブレア政権の特質を把握することができるという点において、サッチャリズム後のイギリスの課題と可能性を考えるにあたり好適な材料である。

本論考は、「ニュー・レイバー」の志向性の探究を通じて、政府支出の拡大に支えられた戦後の福祉国家から、市場とコミュニティの機能を両立させようとする今日的な福祉への転換プロセスについて考察を深める試みであり、この作業を通じて現在の日本の福祉政策、教育政策が直面する課題を理解するうえで有意な材料をも提供したと考える。以下では、まずブレア率いる労働党が抱えるジレンマの背景を概観し、つづけて、この課題の解消のためにどのような施策が採られたかを、政策過程と政策内容の分析を中心に論じることとする。

2 ジレンマの淵源

労働党が直面するジレンマは概ね次のような複数の外在的・内在的制約要因に根ざしている（注5）。

第一に、グローバリゼーションとEUによる制約である。これらは、国内の税や規制への圧力として働き、90年代以降、もはや競争力を減じる可能性をもつ労働市場への介入は好ましくないとする含意が強まった。社会保障給付の支給は、生産性、柔軟性、或いは革新に貢献する場合においてのみ正当化され得た。このような環境下において、低迷する産業の生産性の改善策として労働党が選択したのは、技術力の欠如と雇用のミスマッチが露呈した労働市場を抜本的に変革するために、教育・訓練を通じた人的資本への投資を優先的に行うという米国流の産業政策である（Owen 2001: 218-219）。他方で、この政策は、マーストリヒト条約が設定した政府借入金対GDP比制限というもう一つの外在的制約下におかれていた。後述する有権者動向と相俟って、労働党は少なくとも政権発足後最初の2年間は、財政支出を前保守党政権のレベルに抑制することを公約とせざるを得なかった。このような制約の下、福祉政策の要となる職業教育・訓練関係予算もウィンドフォール税（注6）、あるいは既存の教育支出の一部見直しによって確保することが目指された。

第二は有権者動向である。80年代半ば以降キノック党首の下で着手された抜本的な党内改革の主眼は、拡大する中間層の支持動員におかれていた（Crewe 2001）。政権獲得を目指す労働党が、従来の階級政党から「国民の政党（a national party）」へ

の転換を模索したことは必然であった (Labour Party 1997)。

いわゆるミドル・クラスと新しい労働者階級から成る新中間層は、サッチャリズムの基本路線を支持していた。これらの人々は他方で、政府に対して公的サービスの充実、及び拡大する貧困層に対する施策を期待していたが、そのためにより高率の税負担を受け容れる用意はなかった (Rhodes 2000: 21)。したがって、政権獲得には少なくとも保守党政権の財政支出枠を堅持し所得税率を現状維持する一方で、有権者が社民主義政党に期待する「社会正義」という規範的な要請に応答性を示す必要があった。

第三の制約は政党間対立である。労働党は、経済運営能力を証明すると同時に、80年代以降著しく顕著となった貧富の格差の是正を掲げ、保守党との差異を明確にアピールすることで党としての存在意義を示すことが求められた。ショウ (Shaw 1996) が述べるように、「大量失業による荒廃 (blight) に終止符を打つ努力をすることは、労働党の緊要な存在意義の一部である。それが党の歴史、エトス、伝統においてあまりに大きな位置を占めるがゆえに、これを放棄することは、広範な反発と幻滅を引き起こす可能性がある」 (Shaw 1996: 227)。この点がニュー・レイバーを大きく制約していたと考えられる。

最後に党内配置という内在的要因である。労働党、なかでも党内の社民主義派は、1979年以降の総選挙での度重なる惨敗の最大の敗因は、党内の意思決定過程において強硬左派 (Hard Left) と労働組合が強大な政治力を行使していることにあるとみていた。

80年代後半以降の党内改革を経て労働党の中枢を占めたのは、党内では右寄りの立場をとる現代化推進論者 (modernizers、以下モダナイザーとする) と言われるグループであった。彼らは濃淡の差こそあれ、①経済のグローバル化の進行にともなう市場経済の優越性を不可逆的なものと捉える点、②個人の自助努力を重視する点、③サッチャー政権時代に浸透した市場主義に親和性をもつ点、④階級帰属意識が希薄な中位有権者層の支持を掌握することに切迫した必要性を感じていた点、において共通していた。彼らの間では、党内における労働組合の影響力を削減し、ケインズ主義的な政策アジェンダから脱却することが必須とされた (Kavanaugh 2001: 6-7; Shaw 1994)。

いわゆるビッグ・フォー (ブレア [Tony Blair]、ブラウン [Gordon Brown]、プレスコット [John Prescott]、ブランケット [David Blunkett]) をはじめ、メディアを駆使した選挙マーケティングに長けたマンデルソン (Peter Mandelson) などを代表的な

存在とするモダナイザーの台頭を可能にしたのは次のような党内改革の結果である。一般党員の拡充、党大会での下院議員候補者及び党首・副党首選出方法としての一人一票制の導入、議会内党首脳部への党内権力の集権化。この過程で労働組合の影響力が縮減される一方、ベン（Tony Ben）といった大物の強硬左派が表舞台から退場し、選挙区党の活動家も周縁化された（阪野 2001; Shaw 1994, 1996; Panithch and Leys 1997: 229）。

こうした労働党の変革を内外に最も象徴的に示したのが、党憲章第 4 条いわゆる「国有化条項」の改訂であり、1995 年 4 月 29 日に行われた党大会で圧倒的な多数をもって採択された。この歴史的な転換がスムーズに遂行されたのは、党大会を混乱させることは当時世論調査でも高い支持を獲得していたブレア党首個人に対する批判として受け止められ、総選挙を前に好ましくないという総意があった（Shaw 1996: 200）。つまり、この時点から、守旧派とモダナイザー間の亀裂を表面化させずに、総選挙を乗り切ろうとする合意が生まれていたと考えられる。

だがモダナイザー達が党の伝統的な支持核集団である労働組合を躊躇なしに放逐してきたわけではない。労働組合が党に提供する選挙資金、動員力、集票力に頼らずに選挙に臨むことは、経済界に対して強い親和性を示すブレアにとっても現実的な選択肢ではなかった。実際、政権発足後も、労働党はウェールズ議会主席大臣選出やロンドン市長選、地方選挙で労働組合からの資金・人員面の支援に依存せざるを得なかった（Ludlam 2004: 75-76）。またブラウンとブランケットは、ブレア以上に労働組合への配慮の重要性を認識し、それは党大会における政策発表などに表われた（*The Times*, 3 Oct. 1995, McSmith 1996:189; Taylor 2001: 266）。法定最低賃金の導入、マーストリヒト条約社会憲章の調印は、こうした文脈のなかで捉えられている。

本節でみたように第一次ブレア政権には、複合的な制約群に枠づけられた「ジレンマ」を解消するという困難な課題が待ち構えていた。次に、ブレア政権によるジレンマの解消努力の過程を検証する。

3 第一次労働党政権の人材配置

1997 年 5 月 1 日の総選挙で労働党は前回の総選挙から 146 議席増の 419 議席を獲得した。これは第二次世界大戦後に実施された総選挙で最大の獲得議席数である（注 7）。議会での圧倒的優位は、新政権の政策アジェンダ履行を円滑にする基盤を提供しただけでなく、少なくとも二期目を見越した比較的長期的な展望のなかに、

政権第一期を位置づけることを可能にした。

さらに第一次ブレア政権は議会での基盤に加えて、ブレアの側近グループ（「ブレア・チーム」）及び、党内の意見の相違を表面化させないとする党全体の戦略的な合意に基づく党内基盤に支えられていた。このブレア・チームは、「官僚集団や宗派といった性質のものではなく、むしろ一つの家族」（*The Times*, 3 May 1997）という性格をもつ集団である。こうした安定した環境下で行われた労働党の第一期閣僚人事では、ブレア・チームが要職を占める一方で、新参・古参を問わず、総選挙の功労者と特定の政策領域での経験者の登用が重視された。こうした人事を遂行するために、ブレアは閣外ポストを巧みに活用し、功労者に対しては閣議に出席し発言する機会を確保した。

本論考の検討対象である教育、福祉政策をめぐる人材配置においてもこうした方針が反映されている。政権の最優先課題を担う教育雇用大臣（現・教育技能大臣）には、影の教育雇用大臣であったブランケットが就任した。ブランケットが選ばれたのは、大型地方自治体シェフィールドを率いた手腕が買われたものと考えられている（注8）。かつてのトニー・ベン派からモダナイザーへと立場を転換したブランケットはブレアと同様に、サッチャー政権下で導入された国庫補助維持学校（GMS）（注9）、全国テストの成績を公表した一覧表（リーグ・テーブル）、さらに労働党が伝統的に反対してきた GCE-A レベル（General Certificate of Education-Advanced levels, 中等教育修了資格・上級）試験制度を温存する意向を示していた（McSmith 1996:188）。

ブランケットの下、学校教育水準担当閣外大臣（Minister for School Standards）には、かつての労使関係担当スポークスマンとして党内で急速に頭角を現わしていたバイヤーズ（Stephen Byers）が、「福祉から仕事へ」政策プログラムを担当する雇用担当閣外大臣には保守党政権の高等教育担当閣外大臣であったスミス（Andrew Smith）がそれぞれ任命されている（*The Times*, 5 May 1997）。スミスは、総選挙前に保守党から労働党に移籍している。同政策の施行にかかわる社会保障大臣には、影の雇用大臣を経験したハーマン（Harriet Harman）、社会保障福祉改革担当閣外大臣には、60年代からラウンダリー財団の活動に従事していたフィールド（Frank Field）が就任した。ハーマンはモダナイザーの中核グループにおり、ブレアと同じく実子を国庫補助金維持学校に入学させた。他方フィールドは、福祉政策領域における豊富な経験が買われて重用されたが、財務大臣に就任したブラウンの緊縮財政政策に反して財政支出の拡大も辞さない政策を擁護しており、ブラウンは早くから警戒心を示していた。フィールドは翌年7月の内閣改造時に留任を打診されたが、閣外大臣では福祉

改革を主導するに足る権限を行使出来ないことを理由に辞任した。

前保守党政権下で拡大した内閣府内の政策ユニットには、専門の学術関係者及びジャーナリストが顧問として参与する一方、職業教育・訓練政策の実施状況の視察を担当する第三セクターである教育水準局（OfSTED）や、中等教育水準までの学術資格と職業資格を統括する資格カリキュラム機関（QCA）では保守党時代の人事がそのまま継承された。ここでも、各セクターに精通した人物を中心に、円滑に政策が策定・遂行されることが優先された。

4 「福祉から仕事へ」政策と教育政策の結節点

こうした人材配置をもって発足した第一次政権において、政権の最優先政策課題とされた教育政策と「福祉から仕事へ」政策とはどのような接点で結ばれていたのだろうか。

先述のように「福祉から仕事へ」政策とは、失業者に対する現金給付ではなく、彼らを就業させることに福祉の第一義的意義をおく政策である。具体的には、包括的な就労支援政策であるニュー・ディール・プログラムとともに、最低賃金政策、就労家庭に対する税制上の優遇策を導入することで、働く者への見返りが用意された。すなわち、ブレア政権の福祉政策の原則は、「福祉の代わりに仕事がおかれるべきである」（HM Treasury 1997: para. 97）ことにある。

「福祉から仕事へ」政策の中軸となるニュー・ディール・プログラムの内容は次の通りである。プログラムの対象は、参加が強制されている 18-24 歳、25 歳以上と、任意参加となるひとり親（single parent）、50 歳以上、障害者という 5 部構成になっている。プログラム全体の財源には総額 52 億ポンドのウィンドフォール税が充てられている（*ibid.*: para. 228）。資金配分及び取り扱い件数では、若年層に対するものが群を抜いており（注 10）、このセクターが最優先とされたことが明らかである。90 年代を通じて若年失業者が急増し、長期失業者を再就職させるよりも早く若年失業者を就業させることが期待されたからである（リクルート・ワークス研究所 2002: 20）。

18-24 歳を対象としたプログラムは、求職者手当（Job Seeker's Allowance）を 6 ヶ月以上申請している者全てに適用されている。プログラム参加該当者には所轄の公共職業紹介所（ジョブセンター・プラス）から面談の通知があり、彼らはその通知にしたがい当該センターで登録手続を行う。求職活動を行う 4 ヶ月の導入期間（Gateway）中に就職先が決定しなかった場合（注 11）、求職者は、フル・タイムの教

育または訓練をはじめとする四つの選択肢のうちいずれかに従事しなければならない(注12)。

参加者が合理的な理由なくいずれの選択も忌避する場合は、失業給付の一部削減というペナルティが課せられる。つまり、「5番目の選択肢はない 'there is no fifth option'」(HM Treasury 1997: para. 108)、これが政府の原則である。同政策は「権利には義務が伴う」という基本スタンスのもと(Blair 1998=2000: 11)、失業者に正規雇用につながる経験、訓練、教育の機会を供給することによって、労働市場に参入させることを後押しする。この政策を総括した表現として頻繁に引用される表現を用いれば、「セーフティネットではなく、トランポリン」(Driver and Martell 1998: 107)を設定するものである。

ブレア政権の福祉政策の特徴は、こうした積極的就労支援プログラムと教育政策を結びつけたことである。その結節点となるのが雇用、産業政策である。

労働党は選挙綱領のなかで教育政策を「我々の一番の優先事項」と位置づけ、それは経済政策の一環でもあると性格づけた(Labour Party 1997)。その上で、上記の若年失業者向けプログラムに加えて、義務教育課程における基礎学力水準の向上、義務教育とニュー・ディール・プログラムの対象年齢の狭間にある16歳以上の若者を対象とした職業訓練プログラムの推進が目指された。(Labour Party 1997; HM Treasury 1997, paras. 219-243)。

ここで政府の描く図式は、雇用可能性を向上させる政策を通じた失業削減と社会保障支出の縮小を達成しつつ「機会の平等」を保障する、より巨視的には、グローバル化する市場で要請される技能を備えた労働人口を継続的に増加させることで国内産業の競争力を強化し、経済成長を支えるという循環的な構図である(注13)。換言すれば、ブレア政権下で遂行される福祉政策は、教育全般をつうじた人々の基礎学力および技能の継続的な向上・改善によってこそ支えられるものであり、その意味で経済政策、なかでも雇用政策、産業政策と密接に連動している。つまり、教育全体の水準向上がなければこの福祉政策の継続的運用は出来ない。そうした強い連携関係のなかに二つの政策群は位置づけられているのである。

もっとも、教育が経済政策と結びつき、いわゆる人的資本育成の文脈のなかに位置づけられたことは、イギリスの教育政策史上においても、また労働党の政策史をさかのぼっても目新しいことではない(注14)。だが、「ニュー・レイバー」の政策アジェンダの著しい特徴は、教育政策を、政策プロジェクト全体の中心に置いた点である(Stedward 2000: 171)。さらに、教育とは、労働党がもとめる「二つの福祉」の両

立が図られる領域でもあった。すなわち、一方では、教育の場における親の学校選択の権利と選択肢の拡充を保障することで、競争による自己実現を希求する中産階級へ応答性をもつ福祉を担保し、他方で、若年失業者に向けた職業教育・訓練および就労支援を主軸として、学校或いは労働市場から離脱した底辺層の包摂をはかる政策を展開する。「教育」が担わされたこのような役割のなかに、ブレアが新労働党の最優先政策課題として、「教育・教育・教育」と発言した最大の動機をみることができるのである。

5 職業教育・訓練政策の生成過程と構造

1 「構造」よりも「水準」

上記のような課題設定の下、「ニュー・レイバー」は、政権発足後矢継ぎ早に「二つの福祉」の両立にむけて最優先政策領域である教育政策に着手し、その実行速度は官僚が驚くほどのハイペースであった（*The Times*, 23 July 1997; Smithers 2001: 405）。こうしたフットワークの良さは、政権発足前から周到に準備された政策アジェンダを、影の内閣時の担当者及び当該領域の経験者が遂行したため、政権中枢部において新たな合意形成の必要がほとんどなかったことに拠る（Tomlinson 2001: 91）。

だが、このスピードが改革の度合いと比例していたのではない。

教育政策の枠組みにおいては、前保守党政権の多くが継承された。その上で、枠組みではなく内容について転換の実をあげることが目指された（Smithers 2001）。つまり、ブレア政権下では、教育制度という「構造」ではなく教育成果の「水準」の改善と向上に重きを置くことによって実現しようとしていたのである。その政策意図は、「(教育政策における) 主眼は、構造ではなく水準にある」とした文言に最も端的に現われている（Labour Party 1997; *The Times*, 7 July 1997[ブレアに対するインタビュー]; DFEE 1997: 5）。こうした政策方針を実現するうえで、先述のように保守党政権時代の「構造」に精通した人材が必要であった。

この「構造」の継承とは、中間層に支持されている現行の「親の選択権」を保障した市場誘導型の学校制度の枠組みには大幅な変更を加えないことを意味した。ブランケットが早くから継続の意向を示していた各学校の学力水準に関する情報開示（リーグ・テーブルの公開及び OFSTED による視察結果の公表）、学区に拠らず学校を選

択できるオープン・エンロールメントは基本的に継承されている。

一方「水準」の改善にあたっては、公立学校全体の学力向上と、底辺層に対する「底上げ」が政策化された。その中心となったのが、都市部の学力水準改善支援策であるエクセレンス・イン・シティーズ (Excellence in Cities: EiC)、教育困難地区の支援策である教育対策特別地区 (Education Action Zones: EAZ)、貧困家庭の学齢期人口の支援と若年の職業教育・訓練、訓練を含む就労支援である水準基金 (Standards Fund) などである。

政権発足 1 ヶ月後に制定された教育法は、サッチャー政権下で導入された私立学校援助席計画と保育園ヴァウチャーを公約どおり廃止した。この政策は、複数の点で象徴的であった。第一に、保守党政権下の政策との差異化を明確にし、第二に、財政支出抑制のために、教育予算の項目別支出の見直しと振り分けが実施され、第三に、ブレア政権が公共サービスの提供に対して抱く新たな公的・私的セクターのパートナーシップ (Public Private Partnership: PPP、公的セクターと民間資本の協働による社会資本整備) のあり方が示された。とりわけ私立学校援助席計画についてブランケットは教育雇用特別委員会 (Select Committee of Education and Employment) において、それが特定の個人に対する公的な奨励策であり、政権が意図するような民間企業の参入をともなった地域全体の教育水準向上に結びつかないことを指摘し、その廃止が PPP への布石になると発言した (House of Commons [HC] 1998b)。この PPP については、後述する。

次いで同年 7 月に刊行された白書『学校における卓越』(DfEE 1997) では、イギリスの労働人口の基礎学力・技術力の低迷を解消するためには、初等教育段階から抜本的な強化が必要であるという、政権内で広く共有されていた認識が提示され (ブレアに対する前出のインタビュー)、その具体策として、小学校にリテラシー、ニューメラシー・アワーの導入が義務化された。

さらに、同年の 12 月に提出された「学校水準と枠組み法案」(「学校水準と枠組み法」として 1998 年 7 月施行) では、学校制度の多様性の確保と拡充が示される一方、教育困難地区に対して集中的に予算を投入する施策が打ち出された。

具体的には、専門を特化したスペシャリスト・スクール (注 15) など、中等教育レベルにおける学校制度の多様化が進んだ。他方、貧困地域に設けられたシティ・アカデミー (現・アカデミー) や EAZ をはじめとする地域社会を基本単位とした教育水準改善に対する支援策が打ち出された。前者が、選択の自由の保障を望む中間層にむけられた政策群だとすれば、後者の政策群は、より社会の底辺層にむけられたものと

捉えられる。とりわけ後者の場合、ブレア政権下で強く意識されたのは「社会的に排除」された若者の存在であり、政策の推進にあたっては彼らに対する職業教育・訓練が積極的に奨励された（HC 1998a）。次節ではこの点を詳しく検証する。

2 「社会的排除」に対する取組みと「包摂」社会政策

ブレア政権では「学校水準と枠組み法案」の提出と軌を一にして、「社会的に排除された」若者に対する施策が講じられた。1997年12月、社会的排除ユニット（Social Exclusion Unit: SEU）が政策ターゲットの特定及び政策提言を目的として内閣府内（現在は副首相府内に移転）に設置された。SEUが特に注目したのは、ニュー・ディール政策の対象外となっている16-18歳の若年のうち教育、就職、訓練のいずれにも参加していない者たち（Not in Education, Employment or Training: NEET）を政策の網のなかに取り込むことであった。このユニットは内閣官房経済担当事務局（Economic Secretariat）によって運営され、省庁間の協力を促進する「Join-up Government」というブレア自身によるイニシアティブを反映して、5つの省庁、経済界、地方政府、警察の代表が参加している。

このように、SEUが最初にその政策ターゲットとして掲げたのは16歳という標準的な義務教育修了年限を過ぎた若者に対してであるが、ブレア政権下では、政権樹立以前から14-19歳までの教育、資格制度の一貫性の確保という政策アジェンダを設定しており、コホート別に施策が講じられた。すなわち、義務教育課程は16歳以上の教育・訓練の水準向上の重要な準備段階として捉えられていた。

16歳以下を対象にした教育雇用特別委員会の第5報告書『不満を抱えた子たち Disaffected Children』（HC 1998c）では、放校、失業、薬物使用、犯罪といった若年をめぐる問題の重層性が指摘され、家庭環境をはじめとしたそれらの背景に関する詳細な分析結果の報告と勧告が行われた。その勧告とは、KS4（key stage 4：14-16歳がこれにあたる）のナショナル・カリキュラムは、多くの「不満を抱えた」若者にとって必ずしも最適なものではないことを指摘する一方、職場での（実地）経験を含む質の高い職業教育は、継続教育機関や職場へと進む彼らにとって非常に有益であると述べている。その上で、同書は彼らに「キー・スキル」（注16）を学ぶ時間を与えるべきであると結論する。これに対する政府答申では、この委員会の見解への基本的な合意が示され、KS4における履修の柔軟性を認めた（HC 1998d）。2000年8月の改訂ナショナル・カリキュラムの正式導入以降、職業教育のコースを選択するためであ

れば、ナショナル・カリキュラムから2科目までの履修免除が認められた。この方針を浸透させるために、保守党政権下のカリキュラム柔軟化路線を継承することによって、義務教育課程に通う生徒のカリキュラムの履修率を高めると同時に、雇用可能性を高める努力が必要であるという認識が示された（QCA 1999: 3-5）。

具体的には3つのレベルからのアプローチがみられる。義務教育課程では、第一に、現代化アジェンダの中核とされたEAZ、EiC、水準基金、など教育水準改善のために特別な措置を必要とする地域に対する職業教育の導入、第二に、KS4向けの「職業教育推進プロジェクト」と、職業関連学習（Work-related Learning）の推奨、第三に、職業資格の「A レヴェル」とされた上級一般職業資格（Advanced GNVQ）の準備資格としてのパート・ワン・GNVQの正式導入である（注17）。16歳以降の若者を対象とした中心的なイニシアティブは、学習と技能協議会（Learning and Skills Council: LSC）の設置である。

この背景には、失業が「社会的コスト」（HC 1997）であるという認識と、あまりに多くの若者が労働市場で要請される技術や資格を習得していないという現状に対する危機感があった。一連の政策からは、こうした若者に対しては学術そのものよりも職業教育・訓練を受けさせることが優先されたことが読み取れる。誤解を恐れずにいえば、アカデミック志向の学習と職業教育の並立という、事実上の複線型の教育の容認である。一例として、上述の「職業教育推進プロジェクト」をみてみよう。同プロジェクトは対象者について、「職業関連学習は、広範な伝統的学科をまたがって、すべての生徒に知的刺激を与えるばかりでなく、不満を抱いていて（disaffected）かつ[学業的]達成に失敗した生徒に対して相応の励ましと、動機付けを提供するものである」としている（Watson, et. al. 2000: 7）。つまり原則として「すべての生徒」が想定されており、「アカデミックのルートに、何らかの理由で成功しなかったものが、職業教育を選択するという、アカデミック・職業教育という二元論」に依拠するものではないとされている（ibid.）。だが実際に選抜された生徒の多くは、「不満を抱いていてかつ[学業的]達成に失敗した生徒」である。先の報告書『不満を抱えた子たち』に鑑みても、職業教育・訓練が、貧困地区の「不満を抱えた子たち」を「包摂」していく過程として重要な位置を占めていたことが看取される。彼らにその機会を与える制度的な配慮を講じた点に、ブレア政権下の職業教育・訓練政策の特徴をみることができるであろう。

歴史的にみれば、この政策は戦後労働党の公教育政策を支えてきた「社会主義政党として当然目ざすべき『平等の原則』の一部としての教育の平等原則」（三好

1974: 308) からの明らかな離脱を示す。ブランケットはこうした二元論の位置づけを次のように示す。

労働党メロン (Gillian Merron) 議員の質問：

親愛なる同僚議員氏、職業 GCSE 資格と職業教育機会が、教育システムの中核になるであろうと確約できますか。

ブランケットの回答：

もちろんできます。だからスペシャリスト・スクール・プログラムが科学、エンジニアリング、ビジネス、起業にまで拡大されているのです。私は、企業が学校の物品と資金の両面で支援していると共に、学校との直接的連携を行っていることに敬意を表します。

(Lord Hansard, 12 Feb 2001, Clm. 32)

それでは、こうした事実上の複線教育の容認は、どのようにして「社会的連帯」を目指す「包摂」社会政策へと結びつくのであろうか。ここで政府が強調するのが、資格の取得である。次にみるように、政府は、全国目標として各年齢層の資格取得達成レベルを設定し、この点をより明確化している。

資格取得の奨励がより具体的に表出したのは、1999年白書『成功のための学習』(DfEE 1999) においてである。同白書では、標準的な中等教育修了年齢である16歳以降の職業教育・訓練政策について新たな枠組が設定された。なかでも、大学を除くすべての16歳以上の教育・訓練政策、生涯教育政策全般の運営を地域ベースで担う機関としてLSCをイングランドの47地域に設置することが提言され、翌年「学習と技能法」として施行された(HMSO 2000: chap.21)。

LSCは、教育雇用省を主要な資金配分機関とした非政府系機関であり、特に「社会的に排除」された人口を対象に、地域の現状調査と分析、プログラムの作成及び実施を主要な役割としている。LSCの第一義的な活動目標は、『成功のための学習』で明らかにされた「2002年にむけた全国学習目標(対象はイングランド)」(注18)の達成である。この目標の中心におかれているのは資格の取得であり、職業資格と学術資格の水準の対応関係を示した「全国資格枠組」に基づいて年齢ごとの達成レベルを設定し、生涯学習への参加者の目標水準も設定されている。ブランケットによれば、政府の目的は、「アカデミック志向と就職志向という歴史的な分断関係を乗り越え、学習を国、地域、地区レベルの雇用ニーズに適合したものにする」ことである(DfEE 2001)。すなわち、この資格取得を通じて、ガラテアに生命を吹き込んだピュグマリ

オンのごとく、「社会的連帯」というスローガンに実体を与えることが目指されたのである。

6 管理とパートナーシップ

次に、これまで検討してきた第一次ブレア政権下の職業教育・訓練政策の執行過程を概観しこの政策の俯瞰図を示したい。結論を先取りするならば、その第一の特徴は、執行過程及び政策効果を中央政府が垂直的に管理することに重点が置かれた点、第二には、コミュニティにおける多様なセクター間の水平的パートナーシップの構築が奨励された点である。具体的な事例研究は別の機会に譲るが、以下では、執行過程におけるこの垂直的関係と水平的関係について検証する。

まず、政府による執行過程の管理についてであるが、「管理」が政権の支柱の一つであることはブレアの次の発言から読み取ることが出来る。

「われわれ中道左派は、グローバル化する経済のなかで起こっている社会変動を管理する布陣の前線に立たなければならない。旧左派はこうした変動に逆らおうとした。新右派は変動を管理することを望まなかった。社会的連帯と繁栄を生み出すために、われわれはこの変動を管理しなければならない。」(The Guardian, 7 February 1998 [ブレアに対するインタビュー]。Giddens 1998=1999: 16)

ブレア政権下では「変動を管理」するためにどのような手法が採られたのであろうか。その特徴にかかわってリチャードとスミスは、省庁横断的な協力関係の構築を奨励した政府のイニシアティヴをとり上げ、その主たる目的は、首相官邸によって策定された戦略が、省庁間の利害対立に阻害されずに遂行されるメカニズムを確保することであったとする (Richards and Smith 2004: 111)。このメカニズムにおいて、先述のSEUをはじめとする政策ユニット (Policy Unit, 現・Policy directorate, 総数はメジャー政権下の2倍) が、首相官邸の意向に沿った政策執行を見届けるうえで重要な役割を担うことになる。このような垂直的な体制は、地域社会の主体に対しても適用されることが重視された。社会的排除をめぐる政策に関してみれば、SEUが策定したプログラムをローカル・レベルで執行する主体であるEAF (Education Action Forum, EAZの運営を担う) や地方教育当局 (Local Education Authorities: LEA) に対して、OfSTEDが定期的に視察を行い、その結果を公表し、中央政府が設定した達成

水準を下回る場合は改善指導を施す。さらに、LEA には、地域の学校教育に対する監督権が付与される一方で、管轄地区の教育開発計画を提出し教育雇用大臣の承認を得る義務が課せられ、十分な成果を示さなかったと判断された場合は、教育雇用大臣による行政介入が実施されることがある（この点について詳しくは清田 2003 を参照）。つまり、公的サービスの最終的な水準統轄を中央政府が一元的に管理する構造である（大田はこうした体制を「品質保障国家」として議論する。[大田 2002]）。

こうした中央政府を頂点にした管理体制は、権限配分においても同様にみられる。それを端的に示す例は、LSC の組織構造である。LSC は、「訓練と企業協議会 (Training and Enterprise Councils: TECs)」と「継続教育財政協議会 (Further Education Funding Council: FEFC)」の統合体である。前者は雇用者主体の協議会で職業訓練における統制を行い、後者は継続教育の運営を担っていた。この統合は、ブレア政権下において 80 年代後半以降の需要主導型の体制が (Green 1997 = 2000: 116)、より中央集権的な体制へと転換されたことを示唆する。こうして、「変動を管理」という基本的スタンスが政策執行過程において忠実に反映されることとなる。

このような介入主義的ともとれる管理の姿勢は、労働党の党内改革の過程において重視されていたことが看取される。ギャンブル (1992) によれば、キノックの下で政策転換を図った労働党は、サッチャー保守党政権下で推し進められた市場主義に理解を示しつつもそれを全面展開することも拒否し、むしろサプライ・サイド社会主義 (supply side socialism) ともいえるアプローチを採用した (Gamble 1992: 67)。ここでは、教育、職業訓練や環境保護といった「市場」が働かない領域においては、政府がサービス供給の責任を負うべきであるとされた (Labour Party 1990: 6)。つまり、労働党は、以下に述べるようなローカル・レベルの多様な主体間のパートナーシップを強調しつつも、積極的国家の役割に対しては前保守党政権以上にはるかに強い信念を抱き続け、それがより中央集権型の執行過程として表われたといえよう。

次に、コミュニティにおけるパートナーシップに焦点をあてる。「社会的排除」を対象とした政策の執行過程では、他の政策分野と同様、セクターごとの自律性よりも「広く包括的な」パートナーシップが奨励された (Dickson, et. al. 2002: 184)。サッチャー政権期以降権限が縮減された地方自治体の機能が復活し、公的・私的セクターからヴォランティア・セクターにいたるまで、コミュニティの多様な主体が積極的に参与することが想定されている。もっとも、地方自治体は地域全体の教育を統括、監督する主体として排他的な地位を保障されてはならず、むしろ各サービスに私的セクターが積極的に投資、参入する PPP による水平的なパートナーシップ

の促進が期待された。こうした構図は、先述の水準基金イニシアティブ、及び LSC などと協働し若年の職業教育・訓練を担う地域連合であるコネクション・サービス (Connexion Service) にも共通する。このような複数のセクター間の協働は (multi-sector working) は、例えば 70 年代の包括的コミュニティ・プログラム (Comprehensive Community Programme) や 80 年代の民間主導型のサービス供給体制を見直した 90 年代のシティ・チャレンジ (City Challenge) (後に Single Regeneration Budget に吸収統合) などでも採用されたアプローチである。ブレア政権下でみられる新規性については、別の機会に検討するが、ここでは、地域コミュニティの「ステーク・ホルダー(利害関係者)」として各セクター間の協力関係の構築と参加が一層強調された点、教育水準の向上と社会的排除への取組みといった広範囲のサービスを網羅している点、を指摘しておきたい (Dickson, et.al., *ibid.*; HMSO 1998a)。

上記でみたようなコミュニティに根ざしたパートナーシップの構築には、次のような要因が作用していたと考えられる。政権発足直後に署名されたマーストリヒト条約社会憲章が、私的セクターとのパートナーシップと補完性の原理を職業教育政策の基礎として定めている点 (Green 1997=2000: 104)。財政支出抑制の圧力のなかで、予算削減を目的とした効率化を図る必要があった点。サッチャー政権がイデオロギー的な動機から地方自治体の権限の縮小に乗り出したのに対し、労働党が伝統的に擁護してきた自治体をサービス供給の担い手として復活させた点。80 年代以降主流となりつつある「起業文化」に対して親和性のある政策への要請に応答性をもつ点、である。

ブレア政権が二期目の終盤に差し掛かるなかで、こうしたコミュニティでのパートナーシップを主たる牽引役とした「包摂」政策における企業の役割に関しては、すでに評価と批判が提示されている。積極的評価は、例えば筆者が 2002 年 9 月に行ったシェフィールド北東部の EAZ や、ロンドン北部 LSC で示された。両者の担当ディレクターは、企業や EU 構造基金といった複数の資金調達チャンネルを活用することによって、施設の改善と達成水準の向上がみられたとする (注 19)。

他方で、こうした民間資金の調達は、企業のインセンティブや担当者の能力に大きく左右されるため、必然的に地域間格差を生む。とりわけ EAZ のように運営資金の主要部分を企業からの出資に委ねたプロジェクトでは、多数の企業が協働にともなうコスト換算に鑑みて参加を躊躇したため、2001 年には事実上廃止されている (その後、地域振興色がより強い EiC の対象を広げることによって当面の課題を解消することとなった。TES: 6 January 2001, Smithers: 2001 420, Hallgarten et. al. 2001: 44-45)。

さらに、これらの政策に対しては、官僚主義的なパートナーシップの推進によって地域社会における既存のパートナーシップを損なう可能性があるとする指摘や (Davis 2002)、政策ターゲットを一定のコミュニティに特定することで政策の射程外に位置する多くの「社会的排除」を生むことになるとする批判がある (Taylor 2003)。ブレア政権下で現在も遂行される「信頼」を軸とするパートナーシップを強調したコミュニティ再開発政策によって、「社会的包摂」を掲げた福祉をより徹底させようとする方針が、どのような課題と展望をもつものなのか、今後さらに精査を進めたい。

まとめとして

上述のように、「ニュー・レイバー」の政策アジェンダは複数の要因によって規定されていた。こうした制約の下、労働党は自らが抱えるジレンマを解消する方途として、サッチャリズムでもなく、オールド・レイバーでもない政策を実行することを目指した。その集約が「包摂」社会政策である。この志向性は、福祉政策と教育政策を経済政策、とりわけ雇用政策、産業政策と連動させ、包括的に「二つの福祉」を実現していくことを意味した。すなわち、ブレア労働党が選択したのは、市場原理に基づく制度を継承することによって中産階級のための福祉を確保する一方で、市場の外部に位置する「社会的に排除された」人々に対して、厳密にターゲットを特定した水準向上策によって彼らを「包摂」することであった。そのために、既存の教育制度の構造は温存しつつ、「内実」つまり、学力・技術水準の向上と、その運営に関する転換が図られたことが示された。ところが、二つの福祉を両立させるために実際に打ち出された方策は、多様性の推奨という方針の下、社会的連帯とは直線的に結びつかない複線教育へと繋がった。そこで、資格の取得を強調して底辺層に社会的上昇の可能性を提示し、「包摂」というスローガンに実体を与えることが目指された。

ブレア政権下では、これらの政策を実践する場として「コミュニティ」が設定されている。具体的には、中央政府と需要サイドの中間点に「コミュニティ」という媒介が設定され、公的サービスの領域における公的、私的セクター間のパートナーシップが想定された。資源配分及び水準の管理においては中央政府を中心とした垂直型の、サービスの供給段階においてはローカル・レベルのPPPによる水平型の執行過程が推進されている。LSCは、こうした方針に忠実に沿った執行機関として役割を果たすことが期待されている。現在進行形のブレア政権の評価は時期尚早の感を否めないが、

この「包摂」社会政策というスローガンに、果たしてどれだけ実体を与えられるか、それが、まさに「サッチャリズム後」のイギリス社会のあり方を性格づける大きな鍵となるだろう。

注1 “welfare to work” の訳語としては「働くための福祉」が一般的ではあるが、ここでは、ブラウン蔵相の1997年予算演説に基づき、「福祉から仕事へ」とする和訳に統一する。(HM Treasury 1997, para. 188)

注2 「排除」とは、先述のSEUが定義した「社会的排除」と、ギデンズのいう「社会の最上層部の自発的な被排除」や中間層のインナー・シティからの脱出(exodus)があるとされている(Giddens 1998=1999: 174, M. Taylor 2003: 66)。ブレア政権下の政策でも、個人主義化が進む中間層に対してコミュニティへのコミットメントを促す「包摂」政策のもう一方の側面の現われを看取することも出来る。本論考では、「ニュー・レイバー」の志向性を判断する指標としての社会の底辺層を射程においた「社会的排除」を検討対象とした。

注3 内閣府・社会的排除ユニット(Cabinet Office, Social Exclusion Unit)のサイト(<http://www.cabinet-office.gov.uk/seu/index.htm>)。

注4 エスピン・アンデルセンは、脱商品化と階層化の評価指標をもとに、福祉国家の三類型(自由主義レジーム、保守主義レジーム、社会民主主義レジーム)を提示した(Esping-Andersen 1990)。80年代に収集されたデータに基づく同氏の分析では、イギリスはこのタイプのいずれに対しても適合度が低く、そもそも類型ではイギリスが戦後経験した推移を捉えきれないとした。その後、サッチャー政権による民営化政策の進展を受けた分析では、自由主義レジームへの接近が観察され、イギリスは、「レジーム変化、あるいは、行き詰った『社会民主主義』の一例」と位置づけられた(Esping-Andersen 1999=2000: 131)。

注5 第一の要因については、ローズ(Rhodes 2000)、第二から第四の要因については、高橋(1991: 198)による議論に依拠した。

注6 民営化された公的企業の余剰利益からの一度限りの徴収。

注7 もっとも、労働党の得票率は44.4%であったが(保守党31.4%)、投票率は1935年以来の最低を記録し、実質的には全有権者数の三分の一以下の票を獲得したに過ぎない。労働党の勝因は、保守党政権に対する不信任票を吸収したことにあるとする見方もある(Crewe 2001: 68-69)。

注8 ブランケットは、今世紀最も成功した地方議員出身の政治家であるといわれている (Draper 1997: 46)。NEC のメンバーに選出されたとき、数千人の職員に采配をふるい、年間 40 億ポンド (1996 年換算) もの予算運営の経験を彼に比肩する者はいなかった。この経験的強みをもつブランケットは、ブレア政権の閣僚のなかでも貴重な存在となった。ブレアが党首就任直後に組織した影の内閣では、最もセンシティブな政策領域である教育担当の影の大臣に就任する。ブレアの期待は大きく、彼はブランケットに対し直ちに「教育を (新労働党の) 看板 (on the front page)」にすることを強く要請した (Draper 1997:187)。

注9 Grant Maintained School. サッチャー政権下の 1988 年教育改革法 (Education Reform Act, § 52-104) によって導入。公費維持学校において、過半数の親の賛同が得られれば地方教育当局の管轄下から離脱し、学校理事会の自主管理学校として政府の直接補助金を受けて運営するものとした。

注10 2001 年 5 月時点で、9 億 7 千万ポンド、669,300 人。その次に多い支出枠は 2 億 2 千万ポンド。ニュー・ディール・プログラムのサイトによる (<http://www.newdeal.gov.uk/>)。同プログラムの整理については、2001 年にニュー・ディール・プログラムへ参入する民間企業の実態調査を行ったリクルート・ワークス研究所の鈴木淳雄氏、村田弘美氏のご助言を得た。

注11 導入期間中には、面談のための交通費が支給され、求職者手当を継続して受給することができる。その他、住宅手当、地方税手当の受給にはプログラム参加の有無は影響しない (現雇用年金省 <http://www.dwp.gov.uk/lifeevent/benefits/>)

注12 ①ボランティア部門での労働 (最長 6 ヶ月)、②環境対策部門での労働 (最長 6 ヶ月)、③フル・タイムの教育もしくは訓練 (最長 12 ヶ月)、④相場の賃金扶助が支給された民間企業への暫定的な就労 (最長 6 ヶ月)

注13 クライヴ・ベッツ (Clive Betts) シェフィールド選出労働党下院議員。筆者によるインタビュー (2000 年 9 月 17 日実施)。

注14 例えば、前者については、Jones and Lowe 2002: 119-123、後者については、Stedward 2000: 170 を参照。

注15 実際に導入されたのは 2000 年学習と技能法のなかで当初の法文に修正が加わえられてからである。サッチャー政権下で導入されたシティ・テクノロジー・カレッジにルーツをもつ。詳細は教育技能省のサイト (<http://www.standards.dfes.gov.uk/academies/>) 及び、大田直子「労働党政権の中等教育多様化政策—アカデミーの事例—」『イギリスの中等教育改革に関する調査研究—総合制学校と多様化政策—中間報告』(研

究代表者 佐々木毅) 2004年3月。

注16 キー・スキルとは、GNVQ(一般職業資格)における必修の「普通基礎学力」ともなる。必修3単位は、①英語による「意志疎通」、②数的な処理能力である「数の応用」、③エンド・ユーザーにとっての「情報技術」であり、外部試験に合格することが要請されている。この他に、④問題解決、⑤学習と実施に関する能力向上、⑥他者との共同というキー・スキルについては、教育訓練機関が下す内部評価によって単位が付与される。後者は自由選択である(QCA, Introduction to the key skills Addendum, 2001)

注17 GNVQは、2007年までに全て廃止され、その後は年次進行で職業GCSEとVCE(Vocational Certificate of Education)に切り替わる。イギリスの資格制度については、柳田(2004)に詳しい。

注18 National Learning Targets for England for 2002.「若年向けの目標」では、85%の19歳人口がレベル2の資格を取得すること。60%の21歳人口がレベル3の資格を取得することとされている。

注19 Sheffield North East EAZ事務局長のマートル(Pete Martrew)氏とのインタビューより(2002年9月18日実施)。北ロンドンLSC調査担当課長のマクドナルド(John McDonald)氏とのインタビューより(2002年9月20日実施)。

引用・参考文献

The Guardian.

The Financial Times

The Times

The Times Educational Supplement (TES)

New Statesman

News Week

Ainley, Patrick (1999), "New Labour and the End of the Welfare State?" in Taylor, G. Gerald, ed., *The Impact of New Labour*, London: Macmillan Press.

Blair, Tony (1998), *The Third Way: New Politics for the New Century*, London: Fabian Pamphlet. = (1999 / 2000)『生活経済政策』編集部訳『『第3の道』:新しい世紀の新しい政治』『ヨーロッパの社民主義「第3の道」論集』生活研ブックス7、生活経済政策研究所。

Crewe, Ivor (2001), "Elections and Public Opinion," in Seldon ed. (2001).

- DfEE (1997), *Excellence for All Children: Meeting Special Education Needs*, Green Paper, London: HMSO.
- Davis, Jonathan S. (2002), "Regeneration partnerships under New Labour: a case of creeping centralisation", in C. Glendinning, M. Powell and K. Rummery eds., *Partnerships, New Labour and the Governance of Welfare*, Bristol: Policy Press
- Dickson, Marny, Sharon Gewirts, David Halpin, Sally Power and Geoff Whitty (2002), "Education Action Zones", in C. Glendinning, eds.
- Draper, Derek (1997), *Blair's Hundred Days*, London: Faber and Faber.
- Driver, Stephen and Martell, Luke (1998), *New Labour: Politics after Thatcherism*, Cambridge: Polity Press.
- Esping-Andersen, Gosta (1999), *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press = (2000) 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店.
- Esping-Andersen, Gosta (1990), *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, New Jersey: Princeton University Press. = (2001) 岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界：比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房.
- Gamble, Andrew (1992), "The Labour Party and Economic Management," in Smith, Martin J. and Joanna Spear (eds.), *The Changing Labour Party*, London: Routledge.
- Gamble, Andrew (2002), "The Relevance of the Third Way," Paper Prepared for the Asia-Europe-US Progressive Scholars Forum, *Globalisation and Innovation of Politics*, Tokyo=(2003) 近藤康史訳『『第三の道』の今日的意義』高木郁朗・住沢博樹・トマス・マイヤー編著『グローバル化と政治のイノベーション』ミネルヴァ書房、249-276.
- Giddens, Anthony (1998), *The Third Way: the Renewal of Social Democracy*, Cambridge: Polity Press. = (1999) 佐和隆光訳『第三の道：効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社.
- Green, Andy (1997), *Education, Globalization and the Nation State*, London: Macmillan Press. = (2000) 大田直子訳『教育・グローバリゼーション・国民国家』東京都立大学出版会.
- Hallgarten, Joe and Rob Walting (2001), "Zones of Contention," *Parliamentary Brief, Education Special*, January 2001, pp. 44-45.
- Hills, John, Julian Le Grand and David Piachaud (2002), *Understanding Social*

- Exclusion*, Oxford: Oxford University Press.
- Hodgson, Ann and Ken Spours (1999), *New Labour's New Educational Agenda: Issues and Policies for Education and Training at 14+*, London: Kogan Page.
- 本田一成 (2003), 「イギリス」雇用・能力開発機構、財団法人 国際労働財団『欧州諸国における雇用政策としての新たな職業訓練政策の展開と労使の対応』雇用・能力開発機構、財団法人 国際労働財団.
- Learning and Skills Act 2000*, C. 21, London: HMSO.
- House of Commons (1998a), *The Session on School Standards and Framework Bill*, 29 January 1998, London: HMSO.
- House of Commons (1998b), *Select Committee of Education and Employment*, 7 July, 1998, London: HMSO.
- House of Commons, Education and Employment Select Committee (1998c), *Disaffected Children (the Fifth Report)*, HC 498-I, London: HMSO.
- House of Commons, Education and Employment Select Committee (1998d), *Government's Response to the Fifth Report from the Committee, Session 1997-98: Disaffected Children (the Six Special Report)*, HC 859, London: HMSO.
- HM Treasury (1997), *THE CHANCELLOR'S 1997 BUDGET SPEECH*, London: HMSO.
- House of Commons, Select Committee on Education and Employment (1997), "Memorandum in Response to the Fourth Report of the Education and Employment Select Committee: Social Cost and Employment", *First Special Report*, London: HMSO.
- Krieger, Joel (1999), *British Politics in the Global Age: Can Social Democracy Survive?*, Cambridge: Polity Press.
- The Labour Party (1997), *New Labour: Because Britain Deserves Better*, London: The Labour Party (Election Manifesto).
- The Labour Party (1990), *Looking to the Future: a Dynamic Economy and a decent Society, Strong in Europe*, London: The Labour Party.
- Ludlam, Steve(2004), "New Labour, 'Vested Interests' and the Union Link", in Ludlam, Steve and Martin J. Smith, eds., *Governing as New Labour: Policy and Politics under Blair*, Basingstoke: Palgrave.
- McSmith, Andy (1996), *Faces of Labour*, London: Verso.
- 三好信浩 (1974) 『イギリス労働党公教育政策史』 亜紀書房.

- 大田直子 (2002) 「イギリスの教育改革:『福祉国家』から『品質保証国家』へ」『現代思想』4月号.
- Owen, Geoffrey (2001), "Industry," in Seldon ed. (2001).
- Panitch, Leo and Colin Leys (2001), *The End of Parliamentary Socialism*, second ed., London: Verso.
- QCA (1999), *Preparing for Working Life: Guidance for Schools on Managing a Coordinated Approach to Work-Related Learning at Key Stage 4*, London: QCA.
- リクルート・ワークス研究所 (2002) 『欧米諸国の労働市場サービス:英・独・蘭・仏・米の労働力受給調整システムの課題と展望』リクルート・ワークス研究所.
- Rhodes, Martin (2000), "Restructuring the British Welfare State: Between Domestic Constraints and Global Imperatives," in Fritz W. Scharpf. and Vivien A., eds., *Welfare and Work in the Open Economy*, Oxford: Oxford University Press.
- 阪野智一 (2001) 「イギリスにおける政党組織の変容—党組織改革と人民投票の政党化への動き—」『国際文化学研究』16号、15-56。
- 清田夏代 「多元社会における国家と地方教育当局—イギリス新労働党 LEA 政策を対象として」『日英教育研究フォーラム』第7号、19-36。
- Seldon, Anthony. ed. (2001), *The Blair Effect: The Blair Government 1997-2001*, London: Little, Brown and Company.
- Shaw, Eric (1996), *The Labour Party since 1945*, Oxford: Blackwell.
- Smithers, Alan (2001), "Education Policy," in Seldon ed. (2001).
- Social Exclusion Unit (1999), *Bridging the Gap: New Opportunities for 16-18 Year Olds Not in Education, Training or Employment*, Cmnd 4405, London: HMSO.
- Stedward, Gail (2000), "New Labour's Education Policy," in Coates, Davis and Lawler, Peter, *New Labour in Power*, Manchester: Manchester University Press.
- 高橋直樹 (1991) 「サッチャー時代のイギリスの政党政治」犬童一男・山口定・馬場康雄・高橋進編 『戦後デモクラシーの変容』岩波書店, 194-239.
- 高橋直樹 (1999) 「座談会『中道左派』政権を選択した欧州」『世界』2月号, 135-152.
- Taylor, Robert (2001), "Employment Relations Policy," in Seldon ed. (2001).
- Taylor, Marilin (2003) *Public Policy in the Community*, Basingstoke: Palgrave.
- Tomlinson, Sally (2001), *Education in a Post-Welfare Society*, Buckingham: Open University Press.
- 若松邦弘 (2003) 「イギリスにおける地方統合の変容—サブナショナルなレベルの活性

化」比較政治学会編『EUのなかの国民国家—デモクラシーの変容』早稲田大学出版会。

Watson, Andrew, Stuart, Neil, and John Ferguson, SWA Consulting (2000), *National Evaluation of Key Stage 4 -related Learning Demonstration Projects, Research Report RR218*, London: DfEE.

柳田雅明 (2004) 『イギリスにおける「資格制度」の研究』多賀出版。